

蜜 蜂 飼 育 の 手 引 き

平成26年3月
令和5年4月改訂
香川県農政水産部畜産課

1 はじめに

養蜂産業は蜜蜂を飼育管理しハチミツをはじめ蜜ろう、ローヤルゼリー等の甘味・栄養・健康食品等の生産を通じて県民生活向上に貢献するとともに、花粉交配による高品質な農産物の安定生産を通じて、本県農業の発展に重要な役割を担っています。

近年、日本蜜蜂や趣味養蜂が増加するなど、養蜂を取り巻く環境が変化したため、養蜂振興法が改正され、届出の対象の拡大とともに、蜜蜂の適切な管理、蜂群配置の適正の確保等について方針が示されました。

香川県では、円滑な届出と蜜蜂の適切飼育及び適正配置を推進するため、本手引きを作成しました。

2 蜜蜂の飼育

蜜蜂の飼育とは、蜂群及びハチミツ、蜜ろう、ローヤルゼリー等（以下、「ハチミツ等」という。）に対し所有又は占有の意思をもって、巣箱、巣洞等の設置、給餌の実施、投薬等の行為のいずれかを行うことをいいます。西洋蜜蜂と日本蜜蜂が対象となります。

3 蜜蜂飼育届【蜜蜂飼育届：養蜂振興法施行細則第1号様式】

蜜蜂を飼育する者は、養蜂振興法に基づく届出が義務付けられています。毎年1月1日の状況と年間計画を1月31日までに畜産課に届出してください。飼育場所は字及び地番まで記入してください。

なお、蜜源競合及び防疫の観点から、飼育場所、蜂群数、飼育期間の適正化を図るため調整しなければならない場合があります。

飼育しようとする場所の近くに他の養蜂業者の蜂群がないか、あらかじめお調べになるか、畜産課に連絡し確認してください。

1) 届出が必要な蜜蜂の飼育者

- ア 1群以上の蜜蜂を飼育する者
- イ 花粉交配を目的に通年蜜蜂を飼育する者

2) 届出が必要でない者

- ア 花粉交配を目的に、農作物の作付け規模に対して妥当な数の蜂群を受粉時期のみ供用する者
- イ 研究目的で蜜蜂が出入りできない密閉された設備で蜜蜂を飼育する者

4 蜜蜂飼育変更届【蜜蜂飼育変更届：養蜂振興法施行細則第2号様式】

蜜蜂飼育届の内容に変更が生じる場合は変更届を畜産課に提出してください。なお、蜜源競合及び防疫の観点から、飼育場所、蜂群数、飼育期間の適正化を図るため調整しなければならない場合があります。

変更して飼育しようとする場所の近くに他の養蜂業者の蜂群がないか、あらかじめお調べになるか、畜産課に連絡し確認してください。

届出は変更してから30日以内に提出する必要があります。

5 蜜蜂転飼許可申請【蜜蜂転飼許可申請書：養蜂振興法施行細則第3号様式】

「転飼」とは、ハチミツ等の採取や蜜蜂の育成・越冬越夏のため、蜜蜂を移動して飼育することをいいます。

他の都道府県から本県に転飼する場合は、転飼開始2カ月前までに、蜜蜂転飼許可申請書を畜産課に提出して知事の許可を受けてください。手数料として1場所につき150円に蜂群数を乗じて得た金額（ただし、その金額が2,300円を超えるときは、2,300円）の香川県証紙を貼付してください。

本県から他の都道府県へ転飼する場合も、転飼先の都道府県知事の許可を受けなければなりません。都道府県によっては条例等による規制がありますので、事前に確認してください。

6 蜂群配置の適正化

蜜源の競合、防疫及び蜂害の観点から、蜂群配置には蜂群数、配置場所、配置時期の適正化を図るため調整しなければならない場合があります。お互いの話し合い及び調整会議によって調整します。

蜂群配置の適正化を図るためには次の事項に留意するとともに、適正化が図られていない状態で飼育することは控えてください。

- 1) 蜜蜂は採蜜のため巣箱から半径約2km内を飛行するので、蜂群が接近しないように配置してください。
- 2) 蜂群が接近する場合は、継続飼育している養蜂業者の実績を尊重してください。ただし、蜜源に対し蜂群が過剰でなく、当事者間で合意している場合を除きます。
- 3) 飼育実績のない場所で新たに蜂群が接近する場合は、適切に飼育管理できる養蜂業者を尊重してください。ただし、蜜源に対し蜂群が過剰でなく、当事者間で合意している場合を除きます。
- 4) 当事者間で合意できず、配置調整が困難な場合には県で調整の場を設けます。

7 蜜蜂の適切な飼育

蜜蜂を適切に飼育管理するためには飼育者としての責任を持ち、蜜蜂の習性や疾病を知り衛生的に管理しなくてはなりません。さらに、社会的なマナーを守り、事故やトラブルの防止に努めることが大切です。

【土地の使用許可】

自己が所有する土地でない場合は、地権者に蜜蜂を飼育することを説明して承諾を得てください。承諾なく他人の土地で飼育したり、道路の擁壁や橋等の公共施設の土地及び構造物等に許可なく巣箱をおくことは許されません。

【刺害予防】

蜜蜂は人を刺すことがあります。刺されるとアナフィラキシーショックを発症することもあり、また転倒など二次的な事故につながることもあります。住宅や道路など人通りの多いところでの飼育は避けてください。

【分蜂の管理】

蜜蜂は群が分かれるときに、集団で移動して軒先などに固まって人に恐怖感を与えたり、そこで巣作りをすることがあるので、分蜂時期は女王蜂等の行動を適切に管理してください。

【糞害の予防】

蜜蜂は糞をして車輛や洗濯物等を汚すことがあるので、飛行ルートを観察して被害が発生しないように注意してください。

【スズメバチ対策】

蜜蜂はスズメバチの攻撃を受けやすいので、スズメバチ捕獲器等の対策を講じてください。

【農薬被害対策】

農薬によっては蜜蜂が死亡することがあるので、周辺農作物の農薬等の使用情報を得るようにしてください。

8 蜜蜂の病気

蜜蜂の病気の発生予防のため、日頃から巣箱内を観察し、衛生的飼養管理の徹底に努めてください。蜜蜂が大量に死ぬなど伝染病が疑われる場合には、家畜保健衛生所に連絡して迅速な対応をしてください。また、県外から蜂群を購入する場合は、病気に汚染されていない正常な蜂群に限定してください。

- ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年4月11日法律第35号)
- ・食品衛生法(昭和22年12月24日法律第233号)
- ・日本農林規格等に関する法律(昭和25年5月11日法律第175号)
- ・健康増進法(平成14年8月2日法律第103号)
- ・不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年5月15日法律第134号)
- ・はちみつ類の表示に関する公正競争規約(昭和44年11月13日公正取引委員会告示第56号) この規約は、不当景品類及び不当表示防止法第31条第1項の規定に基づき、はちみつ類の取引について表示に関する事項を定めている。